

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（以下「地自法」という。）252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

(1) 選定した特定の事件（監査テーマ）

教育委員会及び市立学校¹（但し、市立小学校、市立中学校、市立中等教育学校、市立高等学校、市立特別支援学校）における財務事務の執行について

(2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

平成28年度は、最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（〈ビジョン編〉平成25年2月議決〈戦略編〉平成25年10月策定）の中期実施計画に相当する「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」の事実上、最初の本格予算が編成された年度である。

当年度においては、「雇用を生み出す力強い街」「女性が輝き子どもたちが健やかに育つ街」「いつまでも安心して暮らせる街」「魅力と活力にあふれた暮らしやすい街」の4方針に沿って、未来への投資となる事業・取組が積極的に盛り込まれた。学校環境の整備、教育内容等の拡充もこれに含まれている。

平成28年度決算を見ると、札幌市の教育費は約423億円であり、一般会計の歳出総額約9,139億円の4.6%を占めるものとなっている。

教育事業は、将来の社会の担い手を育成するためのものとして極めて重要な意義を有することは言うまでもないが、一方においては、少子高齢化の進展による児童・生徒の減少、教育に関する法令・制度の改正、情報機器を活用した教育方法の展開等といった大きな変化にその環境が影響され、他方においては、教員の長時間労働、いじめ・体罰、子どもの貧困等という直ちに解決することが困難な課題をも多数抱えている。

そして、厳しい財政事情のなか、これら多くの諸課題を解決の方向に導きつつ、児童・生徒に対して最適な教育の機会と実質を提供していくことは、札幌市の納税者全体の関心事でもある。

¹ 札幌市においては、市立学校として9園の市立幼稚園があるが、本年度の監査対象とはしていない。

ところで、地自法改正により包括外部監査制度が導入されたのは平成9年であり、平成11年度から札幌市においても包括外部監査が開始されたが、過去において教育事業（教育委員会、市立学校等）が包括外部監査の特定事件とされたことはなかった。

今般、学校教育に関する財務事務の執行につき、現状を認識し、課題を検討することは、叙上の観点から有意義であると考え、これを特定事件として選定することとした。

3 外部監査の対象部局等

教育委員会事務局のうちの生涯学習部（但し、生涯学習推進課を除く。）及び学校教育部、並びに市立学校（但し、市立幼稚園を除く。）である。

なお、市立学校については、小学校10校（全203校）、中学校10校（全99校）、中等教育学校1校（全1校）、高等学校2校（全7校）、特別支援学校1校（全5校）の計23校を実査（往査）した²。

4 外部監査の対象期間

平成28年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度や平成29年度にも及んだ。

5 外部監査の実施期間

平成29年6月14日から平成30年3月6日まで。

6 外部監査の基本的な視点

- (1) 教育委員会及び市立学校（市立小学校、市立中学校、市立中等教育学校、市立高等学校、市立特別支援学校）における財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に処理されているか。
- (2) 教育委員会及び市立学校（市立小学校、市立中学校、市立中等教育学校、市立高等学校、市立特別支援学校）における財務事務の執行が、いわゆる3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、適正に実施されているか。

² 往査校のうち2校は、小中併設校であるため、1校としてカウントしている。

7 実施した主な監査手続

関連文書の査閲、関連規則等との照合、担当部局に対するヒアリング、調査・分析（市立学校に対するアンケート調査を含む。）、市立学校への往査等を実施した。

8 外部監査従事者

(1) 包括外部監査人

米 屋 佳 史 （弁護士）

(2) 監査人補助者（50音順）

江 本 智 幸 （公認会計士）

岡 田 裕 介 （弁護士）

河 口 直 規 （弁護士）

廣 瀬 一 雄 （公認会計士）

渡 邊 達 夫 （公認会計士）

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査人補助者は地自法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。